

教育委員会 平成27年度6月定例会の概要

- 日時 平成27年6月22日（月）
9時00分開会 10時05分開会
- 場所 鎌倉市役所 講堂
- 出席委員 下平委員長、朝比奈委員、山田委員、安良岡教育長
- 傍聴者 8人

○本日審議を行った案件

日程1 報告事項

- (1) 委員長報告
- (2) 教育長報告
- (3) 部長報告
- (4) 課長等報告
 - ア 御成小学校旧講堂現況調査結果について
 - イ 発掘調査費用に対する補助制度の導入について
 - ウ 歴史的風致維持向上計画の策定に向けた取組状況について
 - エ (仮称) 鎌倉歴史文化交流センター整備の進捗状況について
 - オ 世界遺産登録に関する取組状況について
 - カ 行事予定(平成27年6月22日～平成27年7月31日)

日程2 議案第13号 平成27年度使用特別支援学級教科用図書採択(追加)について

日程3 議案第14号 鎌倉市いじめに関する調査委員会委員の委嘱について

日程4 議案第15号 鎌倉市図書館協議会委員の任命について

日程5 議案第16号 鎌倉市教育委員会委員長の選任について

日程6 議案第17号 鎌倉市教育委員会委員長職務代理者の指定について

下平委員長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより6月定例会を開会する。

齋藤委員から、本日の委員会を欠席する旨の届け出があったので報告する。

本日の会議録署名委員を山田委員にお願いする。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりである。

後ほど課長等報告で「歴史的風致維持向上計画の策定に向けた取組状況について」及び「(仮称) 鎌倉歴史文化交流センター整備の進捗状況について」及び「世界遺産登録に関する取組状況について」があるが、この件について、事務局から市長部局の歴史まちづくり推進担当職員を出席させたい旨の申し出があったので、これを了承し、出席させているので、ご承知おき願いたい。

では、日程に従い議事を進める。

日程1 報告事項

(1) 委員長報告

下平委員長

5月22日の金曜日に、全国市町村教育委員会連合会第60回定期総会及び講演会に出席してきた。全国47都道府県の代表の方々が大勢お集まりになり、文科省の堀野晶三先生より、新しい時代の教育、そして教育委員会制度改正後の現状についてなどのお話を伺ってきた。文科省から、今後どのような教育を考えているかということについて、改めて詳しくご説明をいただき、大変勉強になったところである。

そこで、1点伺いたい。今の鎌倉市の小学校、中学校の教員の中で、小・中学校の教員資格を有する先生がどのぐらいいるか、後で教えていただけたらありがたい。文科省の話の中でも、今後の小中一貫教育だとか、コミュニティスクールなどに関わるところで話題に出たところであるので、伺えたらありがたいと思う。

そして、5月28日、29日に長岡市で開催された関東甲信越静市町村教育委員会連合会の総会・研修会に、教育部長と齋藤委員とともに出席してきた。講演会の中では、儒学者小林虎三郎が目指した教育理念ということで、稲川先生から非常にユーモアあふれるお話を伺うことができ参考になった。

いずれの会議でも感じたことは、今、教育委員会制度が改正され、市民の皆様、各地でも新たな教育委員会制度に関心もお持ちでいらっしゃるし、また教育委員が何をしてくれるかという期待だとか、関心も高まっているときであるし、総合教育会議も公開で開催されるということで、これから私ども教育委員に期待されるものも多いのではないかと自覚を新たにしたところである。これからも、期待に応えられるように活動しなければいけないと心してきた。

(2) 教育長報告

教育長

5月、6月で小学校、中学校、子どもたちが楽しみにしていた修学旅行が無事に終わったのでご報告したいと思う。また、中学校の一部、あと小学校でも体育祭、運動会を開催した学校もあるが、全部ではないので、また9月に体育祭を開催するところもあるが、体育祭を行った学校は無事終了した。

(3) 部長報告

教育部長

市議会6月定例会が開会中であるので、その概要を簡単にご報告させていただく。

会期は、当初6月10日から26日まで17日間の予定で開会したが、一般質問が10日から19日まで行われ、7月1日まで延長された。質問者は20人、教育関係は7人がご質問さ

れた。

1 番目として中澤議員は、学校トイレ改修やICT教育、幕末・明治の鎌倉について現状等をご質問され、それ以外に、全国大会出場の横断幕の予算化だとか、3月に大船で起きた強盗事件の対応について、教育委員会が対応を集約して学校に指示できないかといったご質問があった。

2 番目は千議員、インクルーシブ教育について。

3 番目、河村議員は、弱視対策で色覚特性検査の希望者への今後の対応について。

4 番目の松中議員は、御成小学校の避難経路に大木があるが対処しないのかというご質問と、あと御成小学校の旧講堂について早急に対処すべきということで、これに対しでは、夏休み前までに方針を決定するとお答えをしている。後ほど学校施設課長から報告する。

5 番目は竹田議員、緊急地震速報を全校放送するシステムを導入してはどうかというご質問と、学校給食の公会計化に関連して、給食会計事務をサポートする人員を配置してはどうかというご質問である。

6 番目、高橋議員は、教科書採択についての現状など。

7 番目の永田議員は、放課後子ども教室について現状、課題等についてご質問された。

議案として1点、西鎌倉小学校で起きた高木伐採による賠償金の支出については既に処理が終わっており、ご承認いただいたところである。

最後に市長から、教育委員の選任について提案がなされ、下平委員の選任について、議員総員で同意をいただいた。

教育部関係は以上である。

文化財部長

私からは、文化財部及び歴史まちづくり推進担当関係の議会の質問等についてご報告させていただく。両部合わせて一般質問は6名の方から、そして関連ということで1名の方から質問をいただいた。

初めに、無所属の中澤克之議員から、幕末・明治の鎌倉等についてというテーマで、国指定史跡の法華堂跡の今後の整備方針等について、それから、国指定史跡の永福寺跡の現在の整備状況及び今後の維持管理の方針等について、質問をいただいた。

続いて、無所属の松中健治議員からは、国指定史跡の大町釈迦堂口遺跡について、ここは当初6億円で買収をしたが、切通しのトンネルは通行止めのまま、早急に対処すべきではないのかというご質問。2番目に、(仮称)鎌倉歴史文化交流センターの現在の整備状況、さらには、今後行う展示のコンセプトであるとか中身についてご質問いただいた。この件については、後ほど課長から詳しくご報告させていただく。

松中議員への関連質問ということで、公明党の西岡幸子議員から、この釈迦堂口の買い上げに関しての費用負担の割合であるとか、今後どのように整備をしていくのかという観点でのご質問をいただいた。

次、3番目にみんなの鎌倉の渡辺隆議員から、文化財全般の保護についてということで、特に未指定の文化財の取り扱い、あるいは文化財まで至らない文化的財産をどのように保護していくのか、あるいは財源確保するのかというご質問があった。

4番目に無所属の上畠寛弘議員から、昨今、文化財に油のようなものをまく事件が多発、さらには本市においては八幡宮境内で小火といった事件もあった。こういった事件に対して、パトロール強化等警察と連携はできないのか、文化財の保護、防犯、防災の観点で、教育委員会としての考え方についてご質問があった。

5番目に共産党の赤松正博議員から、文化財に光を当てた歩く観光というテーマで、歴史文化基本構想、これを策定しないのかというお尋ねがあった。

最後に公明党の大石和久議員から、北鎌倉隧道の駅裏のトンネルの安全対策について、特に文化財的な価値はあるのかというご質問をいただいた。

さらに交流センターに関して、本年度中の開館を目指していたが、なかなか難しいということで、予算の繰越明許について議案を上程したところである。

(4) 課長等報告

ア 御成小学校旧講堂現況調査結果について

下平委員長

それでは、次に課長等報告に入る。報告事項のア「御成小学校旧講堂現況調査結果について」報告をお願いします。

学校施設課長

御成小学校旧講堂現況調査結果について。お手元の資料「御成小学校旧講堂現況調査報告書」ご参照いただきたい。

御成小学校旧講堂は、昭和8年の築造で、80年以上経過して老朽化が著しく進んでおり、児童等への安全面が危惧される現状となっている。このことから、当該建物を現状のまま屋根、内外壁の補修等により引続き使用可能か、または解体も視野に入れるべきか今後の方向性を検討するため、平成26年度に実施した現況調査結果について報告するものである。

建築物の現況調査は、主要構造体及び非構造部材の破損状況の調査、並びに耐震診断を行った。

調査結果の概要については、議案集の4ページ以降をご覧ください。

まず、主要構造体について、基礎のコンクリートは不同沈下していないが、圧縮強度は低く、また、一部が完全に中性化している状態だった。

床下の床組の木材は、腐食劣化、シロアリ等の蟻害も見られないが、雨漏り箇所の床板は劣化が著しく、腐食し穴あきも見られた。

軸組の木材も劣化は見られず健全であると思われるが、使用されている釘は短いものだった。

小屋組のトラス接点部のボルト及び金物すべてにサビが見られ、経年劣化していた。

屋根葺き材はアスベストを含有する石綿スレート板で、穴あき、雨漏り、欠損、ズレが見られ、劣化は非常に著しい状態だった。

次に、非構造部材についてであるが、床、内壁、天井、外壁、建具等の非構造部材の

すべてに経年劣化が見られ、部分的には腐朽劣化や破損も見られた。

続いて、耐震診断結果について、保有水平耐力計算では、上部構造の耐力の評価は0.01となり、建築基準法の想定する大地震での倒壊の可能性は高いとの評価となった。

しかし、構造体は強固で劣化や損傷は見られず、健全なことから、限界耐力計算等での検討も必要であるとのことだった。

この調査結果を受けて、屋根葺き材に関して、アスベスト含有の石綿スレート板は、そのままの状態ではアスベスト飛散の可能性はほとんどなく、日常生活に影響はないものと考えているが、児童の安全を第一に考え、現時点で飛散がないか把握するため、大気中の濃度測定及び土壌中の含有分析を早急に実施することとし、御成小学校児童保護者に平成27年6月15日付で通知し、周知した。

この現況調査結果を踏まえ、この夏休み前までに、改修して使用するかどうか、改修する場合の工事の手法や費用、施設の用途など、関係部局と調整しながら、今後の方向性について定めていきたいと考えている。

(質問・意見)

下平委員長

私どもも一度見学させていただいたことがある。これからまたいろいろご苦労もあると思うが、よろしく願いたい。

(報告事項アは了承された)

イ 発掘調査費用に対する補助制度の導入について

下平委員長

次に、報告事項のイ「発掘調査費用に対する補助制度の導入について」報告をお願いする。

文化財課担当課長

日程第1報告事項(イ)発掘調査費用に対する補助制度の導入について。議案集13ページから14ページをご参照いただきたい。

武家文化発祥の地である本市は、中世を中心とする埋蔵文化財の包蔵地が市域の約3分の2を占めている。

埋蔵文化財の包蔵地内において、住宅の建築等で土木工事を行う際は、必要に応じ発掘調査を実施することとされている。

施主が個人等で、施主自身が居住する住宅等の建築に伴う場合は、原則として市が発掘調査を実施している。

しかし、発掘調査が必要とする工事件数が多いことや、発掘に携わる人員が十分に確保できない等の理由により、発掘調査までの待機期間が1年近くにも及ぶ場合がある。

このため、市の発掘調査を待てず、民間調査会社等に発掘調査を委託するケースが生じている。

これまで、施主が個人であっても、発掘調査を民間調査会社等に委託した場合の調査費用については、全額が施主の負担となっていたが、市民の負担軽減を図るため、発掘調査費用について補助制度を設けることとしたものである。

この補助制度による1件当たりの補助金の交付額については、議案集14ページ、「民間調査機関等の発掘調査実績」をご参照いただきたい。過去5年間の調査実績1件当たり、一番右の数字だが、146万4,647円となっている。この額をもとに100万円を限度額とし、調査費用に3分の2を乗じた額とするものである。

本補助制度により、民間調査会社等に発掘調査を委託した場合の施主の負担の軽減が図られるものである。

しかしながら、個人等が施主となる居住用の住宅建設に係る発掘調査は、できる限り市が実施することが望ましいとされている。

発掘調査にかかる待機期間の短縮については、かねてより議会からもご指摘を受けているところであり、本補助制度の導入とは別に、発掘体制を充実させることが必要であると考えている。

発掘体制については、本年度内部努力により発掘調査班を1班増加させる予定である。また、来年度からはさらに発掘調査班を1班増やすため、考古学を専門とする学芸員の採用を予定しているところであり、発掘調査までの待機期間の縮減について引き続き努力していきたいと考えている。

(質問・意見)

下平委員長

平成25年度が実施件数5件で、1件から5件まで過去に挙がっているのだが、少ない気がする。市は全部、民間の人たちがした調査発掘の状況を把握できるようになっているのか。

文化財課担当課長

この件数については確かにばらつきがあるが、年間10件ぐらい該当するケースがあり、発掘調査にかかる時間等をご説明した中で、どうしても長くかかる場合、設計変更とか、発掘調査をしなくても済むような形をお願いしている。年によってばらつきがあるのは、我々も把握していないところだが、ばらつきがあるのが実情である。

朝比奈委員

常に鎌倉市について回る問題で、市の対応が割と時間がかかるので、アパートを借りて余計な家賃がかかってしまったとか、そういう話を伺う。かといって、手厚くしていないことには、設計変更して埋めてしまうのだと思う。そこに、もしかしたらすごく素晴らしい発見があるかもしれないのに、調べられることもなく埋められてしまうことにもなってしまうのかなとお話を伺っていて思ったので、できる限り、いろいろ検証で

きるよう、環境を整えていただけたらありがたいと思う。

文化財課担当課長

おっしゃったように、発掘調査をして過去の状況を把握するのは、過去を知る上で重要なことかと思う。文化財保護の立場で、国からも極力保護する、できることならば掘り返さないよう言われており、やむを得ず掘らなくてはいけない場合には、記録保存をしなさいということになっている。どうしても必要な場合には掘り、発掘調査をして、記録を十分に保存していきたいと考えているところである。

(報告事項イは了承された)

ウ 歴史的風致維持向上計画の策定に向けた取組状況について

下平委員長

次に、報告事項のウ「歴史的風致維持向上計画の策定に向けた取組状況について」報告をお願いします。

歴史まちづくり推進担当担当課長

報告ウ「歴史的風致維持向上計画の策定に向けた取組状況について」、ご説明させていただく。始めに、議案集15ページをご覧ください。

歴史的風致維持向上計画の策定については、平成26年12月に開催した本委員会において、「歴史的風致の具体化に向けた考え方」や「計画書の構成に関する検討状況」等をご報告したが、本日は、その後、さらに検討を深めてきた「鎌倉における歴史的風致(案)」の内容を中心に、ご説明させていただく。

次に、議案集16ページの資料1「歴史まちづくり法に基づく鎌倉の歴史的風致(案)」及び議案集17ページの資料2「歴史まちづくり法に基づく鎌倉の歴史的風致の範囲図(案)」をご覧ください。なお、委員には資料2、A3のカラー版でお配りしているので、そちらをご覧ください。

歴史まちづくり法に基づく歴史的風致は、「歴史上価値の高い建造物及びその周辺地域において、伝統的な人々の活動が行われている良好な市街地の環境」とされているが、この要件を踏まえ、関係省庁との協議及び、学識者等で構成するアドバイザー会議での意見交換などを重ねながら検討を進めた結果、資料1で体系的に整理した6件を鎌倉市における歴史的風致とし、その範囲を、資料2に記載したとおり定めようとするものである。

それでは、資料1に沿って、六つの歴史的風致の概要を個別にご説明する。

初めに「(1) 社寺における祭礼・行事にみる歴史的風致」である。

中世以降、幕府が中心となって建立された社寺は、歴史上価値の高い建造物を有するとともに、周囲の緑と一体となって現在も宗教活動を続けていることから、これを歴史的風致とするものである。また、以降ご説明する(2)から(6)の歴史的風致については、その基盤に「生きている歴史的遺産」としての社寺が存在しているものとしてい

る。

次に「(2) 海の伝統行事にみる歴史的風致」である。

史跡「和賀江嶋」が所在する材木座をはじめとする地域では、近世の頃から現在に至るまで、沿岸漁業など海にまつわる生業や伝統行事が脈々と営まれていることから、これを歴史的風致とするものである。

次に「(3) 若宮大路周辺における商いにみる歴史的風致」である。

泰平の世が訪れた近世以降、鎌倉の社寺には遊山客も訪れるようになり、観光客を対象とした商いが、この地で続いていることから、これを歴史的風致とするものである。

次に「(4) 周遊観光にはじまる「江ノ電」にみる歴史的風致」である。

100年以上の歴史を有する江ノ電は、この地の周遊観光を支える主要な鉄道として発展し、海や山、社寺などを背景に走る姿が鎌倉固有の風景を醸し出していることから、これを歴史的風致とするものである。

次に「(5) 別荘文化に由来する歴史的風致」である。

近代以降、古都の風情を有する保養の適地とされた鎌倉には、多くの別荘が建てられ、ここで生まれ育った文化が、今日の鎌倉に住まう人々の趣向にも深く関り、関連する歴史的な建造物も多く残されていることから、これを歴史的風致とするものである。

最後に「(6) 歴史的遺産と一体となった緑地の保全活動にみる歴史的風致」である。御谷騒動に端を発する緑の保全活動は、鎌倉の良好な自然環境と相まって、現在も多くの人々によって営々と続けられていることから、これを歴史的風致とするものである。

続いて、議案集18ページの資料3「歴史的風致維持向上計画策定スケジュール及び検討状況」をご覧いただきたい。

平成27年2月以降、前述した「歴史的風致(案)の取りまとめ」の作業と並行して、歴史的風致維持向上のための実施事業に係る国庫補助の調整等も行ってきたが、今後は、学識者や関係団体、公募市民等を委員とする鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会の開催や、広報紙等による市民への周知、意見公募などを行いながら、歴史的風致の維持向上のための方針や実施事業を精査し、成案のまとめに向けた作業を進めていきたい。

(質問・意見)

特になし。

(報告事項ウは了承された)

エ (仮称) 鎌倉歴史文化交流センター整備の進捗状況について

下平委員長

次に、報告事項のエ「(仮称) 鎌倉歴史文化交流センター整備の進捗状況について」報告をお願いする。

歴史まちづくり推進担当担当次長

報告エ「(仮称) 鎌倉歴史文化交流センター整備の進捗状況について」の報告をさせて

いただく。

議案集19ページをご覧ください。

(仮称)鎌倉歴史文化交流センターの整備については、5月27日の臨時会においても議案及び協議事項としてお諮りさせていただいたが、本日、予定スケジュールをお示した上で、改めてその進捗状況について報告させていただく。

議案集20ページの資料「(仮称)鎌倉歴史文化交流センター整備予定スケジュール」をご覧ください。

(仮称)鎌倉歴史文化交流センターの整備に係るスケジュールについては、これまで、平成27年度末頃の開館を目途として準備作業を進めてきたが、開館時期等に変更の必要が生じたため、報告させていただく。

扇ガ谷一丁目用地の既存建物を(仮称)鎌倉歴史文化交流センターとして整備するための建物改修工事を実施するに当たっては、当該建物が第一種低層住居専用地域に所在するため、近隣住民の理解を得た後、建築基準法に基づく鎌倉市建築審査会の同意を経て、用途許可を取得する必要がある。

そこで、平成26年12月21日に近隣住民を対象とした公聴会を開催したが、一部の住民から慎重な対応等を求める意見が出され、近隣住民との協議・調整に時間を要することとなった結果、鎌倉市建築審査会を経て、用途許可を得られたのが平成27年3月27日となった。

一方、平成27年度に入り、工事費用の単価改定等により、(仮称)鎌倉歴史文化交流センター建物改修工事については、議決に付すべき工事案件となることが確実となった。

そこで、鎌倉市議会6月定例会に上程するよう工程の検討を行ったが、用途許可が遅れたことにより、入札等の契約関係の準備を同市議会6月定例会前に終了することが困難な状況となった。

このため、スケジュールの見直しが必要となり、所要の工事期間からすると、同工事を平成27年度中に完了することが見込めないことから、資料「(仮称)鎌倉歴史文化交流センター整備予定スケジュール」にお示ししたとおり、鎌倉市議会6月定例会で繰越明許費に係る補正予算の議決をいただいた後、契約に関する事務処理を進め、同市議会9月定例会において契約議案の議決をいただき、10月より着工、翌平成28年秋、10月頃の開館を目指して今後の整備を進めたいと考えている。

(質問・意見)

山田委員

私も大分前に内部を詳細にご案内していただいたことがあり、ノーマン・フォスターの建築のすばらしさは確かによく拝見した。もともとこちらは別荘用につくられているもので、改修というのは、どのような感じで行う予定か教えていただきたい。

歴史まちづくり推進担当担当次長

委員がおっしゃったとおり、別荘用につくられていたということで、観覧施設としてのバリアフリー関係が全く考慮されていないので、その関係の施工が一番ネックなのか

など考えている。

それから、住民からご意見をいただく中で、静かな環境を守ってほしいという声が出されたので、そこへのアクセス、直接住居の前を通らないようにということで、博物館予定地に仮設の道路をつくって進入をするというところが、減築に当たって一番大きなネックであったと考えている。

朝比奈委員

あちらに至る道は閑静な住宅地ではあるものの、手前の古我邸は最近レストランとしてオープンをされたようであるし、その先の佐助稲荷であるとか銭洗弁財天も、このごろパワースポットブームに乗って、ひところ拝観者が少なくなったけれども、だんだん増えてきているとも伺うので、その通り道たりえる場所であるから、オープンしたら、かなりのお客様があああたりをお騒がせすることになるかと思う。

その設計も頭の痛いところだろうけれども、その辺の誘導というか、今後運営が始まるといろいろな問題が出てくると思う。一番は付近の方への配慮、説明であるとか、何か特別展があったら少し優遇してさしあげるとか、いろいろ方法があるのだと思う。感情を大切にというか、環境を維持しながらの工夫を、ソフトウェア的な工夫になるのだろうか、お考えいただければと思う。

下平委員長

引き続き、ご苦勞も多いと思うが、よろしく願いたい。

(報告事項エは了承された)

オ 世界遺産登録に関する取組状況について

下平委員長

次に、報告事項のオ「世界遺産登録に関する取組状況について」報告をお願いします。

歴史まちづくり推進担当担当次長

報告オ「世界遺産登録に関する取組状況について」、報告させていただく。

議案集21ページをご覧ください。

世界遺産登録に関する取組状況については、イコモス勧告後の分析・検証により、比較研究を中心に基礎的な調査研究を充実させる必要があるとの結果を得たことから、平成26年度から3年間は、神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市世界遺産登録推進委員会において、比較研究を進めていくこととしている。

本日は、平成26年度に具体的に取り組んできた比較研究の概要について、報告させていただきます。

議案集22ページの資料「世界遺産登録に関する比較研究の取組状況について」をご覧ください。

こちらは、平成26年度における比較研究の取組の概要をまとめたものになる。比較研

究の内容は、大きく分けて「有識者との意見交換」と「現地調査」の2つである。

「有識者との意見交換」については、資料1に記載のとおり、比較研究の内容及び進め方等について、幅広い分野の有識者との意見交換を行い、専門的な見地からの意見を聴取した。

具体的には、意見交換会を2回開催するとともに、新たに「鎌倉」文化遺産比較研究委員会を設置し、委員会を1回開催した。また、12名の有識者と個別の意見交換を、計15回実施している。

次に、「現地調査」については、国内外の類似資産との比較研究を進めるため、資料2に記載のとおり、調査を実施した。

国内については、京都他、禅宗寺院等を中心に行い、海外については、中国の世界遺産文化遺産を3カ所、調査した。

なお、現地調査の成果については、議案集23ページの資料3のとおり、概要をまとめている。

例えば、円覚寺舍利殿については、正福寺地蔵堂他、類似する禅宗寺院のものと比較を行ったが、細部すべてにわたって、禅宗様建築の特徴が備わっており、円覚寺舍利殿が禅宗様の典型であることが確認できた。

また、海外については、大仏ややぐらといった鎌倉の資産が、中国から日本への伝播、東アジア文化圏内での価値観の交流を示すものであることを検証するための基礎データを収集することができた。

最後に、平成27年度の取組についてであるが、今年度は、昨年度に引き続き、比較研究を進め、特に、神社、切通、やぐらなどに関する基礎的データの収集に努める。現地調査は、国内は、京都・奈良など7地域、海外は、中国と韓国の世界文化遺産を調査する予定である。

こうした比較研究を着実に進める中で、新たなコンセプトを練り上げるための素材をまとめ、鎌倉の価値の再発見・再構築につなげていきたいと考えている。

(質問・意見)

朝比奈委員

正福寺地蔵堂と並び、禅宗様式の典型であると昔から歴史の教科書等では言われているが、さらにつけ加えるならば、そのお堂がまだに円覚寺の中では生かされている。さらに言うとその禅宗の文化が、建長寺、円覚寺と2カ寺を中心にして、鎌倉の地に昔からずっと、その心とか思いが継続して生かされているということ、市民の皆様にも何か知っていただきたい。私の個人的なPRみたいな形だけれども。

中国には、この禅宗文化は絶えてしまっているようにも伺っており、円覚寺に中国から復興するための調査、中国の建築家の方が下見にこられてご案内したこともある。そもそも中国からいただいた禅宗の文化が、中国においてはどうやらなくなりつつあるが、今でも日本の、しかも鎌倉が強く残っているというところは、ぜひ皆様にも知っていただきたいと思っているので、どうぞよろしくお願ひしたい。

下平委員長

ここまで意見交換会等での成果について、発表していただいたが、今後、どのような流れで進んでいくのか。

歴史まちづくり推進担当担当次長

3年間、比較研究調査を行うということであり、今年度は中国の樂山、あるいは南宋五山、あるいは韓国といったところを現地調査させていただく予定である。

それから、今年度も国内の寺社等の研究調査を進め、これを3年間続けた後、その調査結果を分析、まとめて、そのうち再推薦に向けてのコンセプト等を検討していくという形になろうかと思う。

下平委員長

再推薦に向けてコンセプトをまとめ始めるのが4年後くらいという流れであるのか。

歴史まちづくり推進担当担当次長

早くてもこの比較研究が終了した後である。

山田委員

前回の判定というか、イコモスの意見の中に、科学的証拠が足りないというのがあって、再三この会議でもお話は出ていたと思う。今まとめていらっしゃるの、ほかの遺産と比較したコンセプトと、鎌倉の魅力を再発見ということだったが、ハード的な物証みたいなものは、このままで大丈夫なのか。

文化財部長

前回のイコモス勧告は、武家の古都・鎌倉というコンセプトに対して、科学的な物証が足りないという判定であった。そのことで武家の古都・鎌倉は否定された。すなわち次に挑むのであれば、全く違ったコンセプトを組み立てていく。そのために、次長からご説明したような比較研究を詳細に進めている。基礎的データの収集と申し上げたが、これがイコモスの言う科学的な物証の根拠になっていくと考えているところである。

下平委員長

文化財部は大変な案件をたくさん抱えていて、皆さんご苦勞も多いと思うが、引き続きよろしくお願ひしたい。

(報告事項オは了承された)

報告事項カ 行事予定 (平成27年6月22日～平成27年7月31日)

下平委員長

それでは、次に報告事項のカ「行事予定」について、特に伝えたい行事などがあれば

お願いしたい。

教育部次長兼教育総務課担当課長

6月末から7月にかけての行事予定については、議案集の24ページから29ページに記載のとおりである。その中で、24ページ、上から4段目、子ども写生大会、これは毎年教育総務課で主催して、実施しているが、今年については7月24日、予備日が28日、鎌倉文学館を会場として実施する。そして、寄せられた作品については8月、地下道ギャラリーにおいて展示する予定である。

26ページの下から2段目、鎌倉子ども議会が7月30日、今年については小学生児童を対象とし、各小学校から代表で2名出いただき、実施する。今、各学校で議案等を取りまとめている状況である。

それから、27ページの真ん中ぐらいに、鎌倉郷土研究研修会の第2回を7月23日に予定している。こちらは講師として教育委員の朝比奈委員をお願いしている。

(質問・意見)

特になし。

(行事予定報告はそれぞれ了承された)

2 議案第13号 平成27年度使用特別支援学級教科用図書採択(追加)について

下平委員長

次に日程の2、議案第13号「平成27年度使用特別支援学級教科用図書採択(追加)について」を議題とする。議案の説明について、願います。

教育指導課長

日程第2 議案第13号「平成27年度使用特別支援学級教科用図書希望一覧(追加)」についてご説明する。

議案集は、30ページから31ページ「平成27年度使用特別支援学級教科用図書希望一覧(追加)」をご参照願いたい。

平成27年度に特別支援学級で使用する教科用図書は、平成26年度7月の定例教育委員会にて「平成27年度使用特別支援学級教科用図書一覧」として報告、承認いただいた。

その後、特別支援学級在籍児童の障害の状況により特別支援学級設置校長会長より後期分の希望図書の追加依頼があった。児童がそれぞれの障害の状況に合わせて、主体的に学習を進めるため、希望図書の追加採択をお願いしたい。

(質問・意見)

特になし。

(採決の結果、議案第13号は、全会一致で原案どおり可決された)

3 議案第14号 鎌倉市いじめに関する調査委員会委員の委嘱について

下平委員長

次に日程の3、議案第14号「鎌倉市いじめに関する調査委員会委員の委嘱について」を議題とする。議案の説明について、願います。

教育指導課長

日程第3、議案第14号「鎌倉市いじめに関する調査委員会委員の委嘱について」の提案理由を説明する。

議案集の32ページから33ページをご参照いただきたい。

「鎌倉市いじめに関する調査委員会条例」に基づき「鎌倉市いじめに関する調査委員会」を設置し、同条例第7条により委員を委嘱しようとするものである。

委嘱する委員は、法律に関し専門的な知識経験を有する者 1名、医療に関し専門的な知識経験を有する者 1名、心理に関し専門的な知識経験を有する者 1名、福祉又は教育に関し専門的な知識経験を有する者 2名 計5名とする。

委嘱者の任期は、鎌倉市いじめに関する調査委員会の開催日である平成27年7月16日から平成29年7月15日までの2年間とする。

(質問・意見)

特になし。

(採決の結果、議案第14号は、全会一致で原案どおり可決された)

4 議案第15号 鎌倉市図書館協議会委員の任命について

下平委員長

日程の4、議案第15号「鎌倉市図書館協議会委員の任命について」を議題とする。議案の説明について、願います。

中央図書館長

議案第15号「鎌倉市図書館協議会委員の任命について」、提案理由の説明をする。議案集34ページから35ページをご参照いただきたい。

鎌倉市図書館協議会は、図書館法及び鎌倉市図書館協議会設置条例に基づき設置され、委員の定数は5名、任期は2年となっている。

委員は、鎌倉市図書館協議会設置条例第2条の規定により、学校教育及び社会教育の関係者、学識経験を有する者については、関係団体からの推薦により3名を選出し、家庭教育の向上に資する活動を行う者については、市内で活動する読み聞かせ等のボランティアから1名、そして他の1名については市民公募により選出される。

このたび、「学校教育及び社会教育の関係者」として選出される委員について、鎌倉

市公立小学校校長会から現在委員を務める第一小学校校長 大嶋一成氏から稲村ケ崎小学校校長である越川雅之氏への交代による推薦があったので、任命を行おうとするものである。

なお、委員の任期については、鎌倉市図書館協議会設置条例第3条により、当該議案の議決後から前任者の残任期間である平成28年12月14日までとなる。

(質問・意見)

特になし。

(採決の結果、議案第15号は、全会一致で原案どおり可決された)

5 議案第16号 鎌倉市教育委員会委員長の選任について

下平委員長

日程の5、議案第16号「鎌倉市教育委員会委員長の選任について」を議題とする。議案の説明について、願います。

教育部次長兼教育総務課担当課長

議案第16号「鎌倉市教育委員会委員長の選任について」説明したい。議案集は、36ページをお開きいただきたい。

現職の下平委員長は、本年6月22日をもって委員の任期が満了となり、委員長の任期も同時に満了となる。ついては、後任の委員長の選任を願います。

なお、平成27年4月1日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、いわゆる「新教育長」が設置されることとなるが、本市においては法律の附則第2条「平成27年4月1日に在職する教育長は、その教育委員としての任期中に限りなお従前の例による。」という経過措置を適用するため、現行制度の規定がなお効力を有することから、現教育長の在職している間は、教育委員長の選任が必要となる。

同じく、法律の附則第2条第2項において、現教育長の在職している間は改正前の法律第12条がなおその効力を有するとされ、委員長の任期は1年、また委員長は再選されることができることとされている。

新委員長の任期は、平成27年6月23日から平成28年6月22日までの1年間となる。

下平委員長

それでは、これより委員長の選任を行う。まず選任の方法についてお諮りする。これまで委員長の選任は指名推薦で行っていたが、今回も指名推薦とすることよろしいか。

(異議なし)

下平委員長

それでは、指名推薦で行うこととする。では、どなたか推薦をお願いします。

山田委員

下平委員に引き続き委員長をお続けいただきたいと思う。

朝比奈委員

私も同意見である。下平委員にお願いしたい。

下平委員長

ただいま、私を推薦するというご意見をいただいたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項で、「教育委員会の教育長及び委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。」とされているので、この件に関する以後の進行を事務局にお願いしたいと思うが、よろしいか。

(異議なし)

教育部長

それでは、議案第16号について進行する。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項のただし書きで、「教育委員会の同意があるときは、会議に出席をし、発言することができる。」との規定があるので、下平委員長には引き続き会議に出席をしていただくということでよろしいか。

(異議なし)

教育部長

それでは、お諮りする。ただいま推薦のお声があった下平委員長に、引き続き委員長をお願いしますことにご異議ないか。

(異議なし)

教育部長

異議なしと認め、鎌倉市教育委員会委員長に下平委員長を選任することと決定した。それではここで委員の皆様のご同意をいただき、下平委員長に一言ご挨拶をお願いしたいと思うが、いかがであるか。

下平委員長

最初にも申し上げたが、今、教育委員、そして教育委員会に関する皆様方の関心も深まっているときだと思う。また気持ちを新たに、教育委員の皆様とも力を合わせながら

務めていきたいと思う。引き続き、ご指導とご支援どうぞよろしくお願いいたします。

教育部長

それでは、以後の進行を下平委員長にお願いしたいと思う。

6 議案第17号 鎌倉市教育委員会委員長職務代理者の指定について

下平委員長

それでは、日程の6、議案第17号「鎌倉市教育委員会委員長職務代理者の指定について」を議題とする。議案の説明について、願います。

教育部次長兼教育総務課担当課長

議案第17号「鎌倉市教育委員会委員長職務代理者の指定について」説明する。議案集は、37ページをお開きいただきたい。

委員長職務代理者は、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたとき、委員長に代わりその職務を行うもので、教育委員会があらかじめ指定することとされている。

現職の委員長職務代理者である齋藤委員は、平成27年3月24日に委員長職務代理者に指定され、本年6月22日をもって任期が満了となる。ついては、後任の委員長職務代理者の指定をお願いするものである。

委員長職務代理者の任期は特に定められていないが、慣例により、委員長の任期同様1年としており、今回の場合は平成27年6月23日から平成28年6月22日までとなる。

下平委員長

それでは、これより職務代理者の指定を行う。まず指定の方法についてお諮りする。これまで職務代理者の指定については指名推薦で行ってきたが、今回も指名推薦ということによろしいか。

(異議なし)

下平委員長

それでは、指名推薦で行うこととする。どなたか推薦をお願いする。

朝比奈委員

今日ご欠席でいらっしゃるけれども、齋藤委員にお願いしたいと思う。

山田委員

私も引き続き齋藤委員に願います。

下平委員長

それでは、お諮りする。ただいま推薦のお声があった齋藤委員を委員長職務代理者に

指定することにご異議ないか。

(異議なし)

下平委員長

では、異議なしと認め、齋藤委員を鎌倉市教育委員会委員長職務代理者に指定することに決定した。事務局においては、齋藤委員にお伝えいただくようお願いする。

そのほか、委員の皆様から何かあるか。

では以上で、本日の日程は全て終了した。

事務局から、次回開催予定日をお願いする。

事務局

それでは、次回開催予定をご説明する前に、先ほど下平委員長からご質問があった小中学校の両方の免許をお持ちになっている教員数について、教育部次長からご説明させていただきます。

教育部次長

手元に資料がないので、正確な数はまた後日ご報告させていただくが、大体の傾向として、小中学校両方の免許を持っている教員は、数がはっきりわからないが、過去いろいろなデータをつくっている中で、全体の4分の1くらいはいるのではないかなと思う。もう少しいるかもしれない。大学で両方の免許を取得する、あるいは大学を出てから通信教育で取得するという方法があるので、それくらいはいるかなと思う。

ただ、規則上は現在、中学校の教員が自分の持っている専門の教科の専科としてならば、小学校で指導可能となっているので、よくあるのは音楽とか理科とか、実際に中学校の免許、それから中学校の経験がある先生が今、音楽、理科の担当をしているという例はある。ただし、学級活動とか道徳はできないので、担任はできないということになっている。

逆に、小学校の教員は中学校でチーム・ティーチングという形で、中学校の教員がいる補助としてならば授業に入ることが可能となっているが、今その例は鎌倉市の場合はない。

今まで、過去の例としては何名か、記憶の範囲で申しわけないのだが、中学校から小学校へ異動するという例がある。小学校から中学校というのは調べてみないとわからないのだが、あるのではないかと思われる。それから管理職、校長、教頭については、中学校の教員が小学校についている例は多々ある。逆は、小学校の教員経験者が中学校の管理職になるというのは、今のところないかなと思う。

いずれにせよ、今のようなデータの詳細をまとめて、できるだけ早くお届けしたいと思っている。

下平委員長

私も手元に資料を持ってくればよかったが、そのとき示された資料では、たしか福井

県は、大変な数の教員の方々が小中学校ともに資格を持っていたと思う。それに関して、神奈川県は少ないと思った。これは大学とか地域性だとか、さまざまな状況があつてのことだと思うが、伺いたいと思ったものである。では後日よろしく願います。

これをもって、6月定例会を閉会する。